

語解説を整備し、訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることなどを目的として、補助事業を行う者に対して、事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

文化資源活用事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)交付要綱(平成30年文化庁長官決定。以下「交付要綱」という。)等によれば、補助事業の補助対象経費は、国指定等文化財に関する先進的、高次元な技術を利用した多言語解説を行うためのコンテンツ制作に係る経費とされている。

補助事業においては、事業主体が補助の対象となるコンテンツ制作に係る業務を外注する場合には、これに係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額に相当する額(以下「消費税相当額」という。)が補助対象経費に含まれる。そして、事業主体が消費税の課税事業者であれば当該外注は課税仕入れに該当することから、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から当該外注に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、交付要綱において、消費税の課税事業者である事業主体は、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額が確定した場合には、その額を速やかに都道府県に報告し、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

(注1) 仕入税額控除 課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

本院が、2府県、5市町、29法人等計36事業主体において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要	
(52)	鹿児島県	一般財団法人産業遺産 国民会議	文化財多言 語解説整備	2	千円 29,196	千円 22,773	千円 2,654	千円 2,071	仕入税額控 除した消費 税額に係る 国庫補助金 相当額の報 告及び返還 を行ってい なかったもの

一般財団法人産業遺産国民会議は、令和2年度に「[明治日本の産業革命遺産]スマートフォンアプリを活用した多言語案内整備事業」を実施していた。そして、本件補助事業の補助対象経費には、外注により実施したAR機能^(注2)を搭載したガイドマップの作成等のコンテンツ制作に係る消費税相当額が含まれていた。

しかし、同法人は、補助事業完了後の消費税の確定申告の際に、本件補助事業の補助対象経費に係る消費税額2,654,215円を仕入税額控除していたのに、これに係る国庫補助金相当額2,071,000円について報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助事業における消費税の取扱いに対する理解が十分でなかったこと、鹿児島県において補助事業における消費税の取扱いについての指導及び審査が十分でなかったことによると認められる。

(注2) AR Augmented Reality の略。拡張現実

(6) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

8件 不当と認める国庫補助金 34,402,684円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的として、国が都道府県又は政令指定都市

(以下「都道府県等」という。)に対して交付するものである(負担金の概要については、後掲 131 ページの「義務教育費国庫負担金の算定基礎定数のうち、加配定数に相当する教職員として短時間教職員を配置した場合に常勤の教職員の数に換算する算定方法を、配置実績を確認する様式等に記載するなどして、都道府県等に対して周知することにより、同負担金の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの」参照)。

そして、算定基礎定数の算定に必要な標準学級数等は、次のように算定することとなっている。

- ① 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 81 条に規定する小中学校の特別支援学級の標準学級数は、二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が 8 人以下である場合は、当該複数学年の児童生徒を 1 学級に編制して算定する。
- ② 小中学校の事務職員の基礎定数は、4 学級以上の小中学校の数の合計数に 1 を乗じて得た数等を合計した数となっているが、同一の設置者が設置する小学校及び中学校で 4 学級から 6 学級までの小学校及び 4 学級又は 5 学級の中学校が 500m の範囲内に存する場合には 1 校とみなして算定する。
- ③ 特別支援学校については、義務教育である小学部及び中学部(以下「小中学部」という。)のほかに幼稚部及び高等部を置く学校があるため、当該年度の 5 月 1 日現在における標準定数と、休職者等の実数とにそれぞれ義務制率^(注)を乗ずるなどして小中学部に係る算定基礎定数を算定する。

(注) 義務制率 当該年度の 5 月 1 日現在における「小中学部の標準学級数の合計」を「小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除して求めた率

本院が、22 都道府県及び 9 市において会計実地検査を行ったところ、6 県 2 市において、算定総額の算定に当たり、算定基礎定数の算定が過大となっていた。この結果、負担金計 34,402,684 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6 県 2 市において、算定基礎定数の算定方法についての理解及び算定基礎定数の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。なお、同一の県が複数の事態に該当している場合がある。

ア 標準定数を過大に算定していた事態

(ア) 小中学校の教職員の基礎定数の算定の基礎となる標準学級数の算定において、特別支援学級に編制する二つ以上の学年の児童数の合計数が 8 人以下であるのに当該複数学年の児童を 1 学級に編制しておらず、標準学級数を 1 学級とすべきところを 2 学級に編制して算定していた事態 1 県

(イ) 小中学校の教員の加配定数において、当初配置を予定していたが、配置できていなかった者を含めて配置実績を算定していた事態 1 県

(ウ) 小中学校の事務職員の基礎定数の算定において、同一の設置者が設置する 5 学級又は 6 学級の小学校と 5 学級の中学校とが 500m の範囲内に存するのに 1 校とみなさずに 2 校として算定していた事態 1 市

イ 小中学校及び特別支援学校の休職者、無給休職者等の実数の算定において、当該年度の 5 月 1 日現在で休職者に該当しない者を含めていたほか、当該日現在で無給休職者に該当する者を含めずに算定するなどして対象者の計上を誤っていた事態 3 県 1 市

ウ 特別支援学校の義務制率の算定において、高等部の実学級数に当該年度の 5 月 1 日現在に生徒が在籍していた学級を一部含めていなかったことから義務制率が過大となっていた事態 3 県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例(イ及びウの事態)>

福岡県は、平成30年度において、小中学校の教職員の算定基礎定数を15,731人とし、また、特別支援学校の小中学部の教職員の算定基礎定数について、小中学部の標準学級数の合計を491学級、小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計を711学級として算定した義務制率を用いて、1,106人としていた。そして、これらに基礎給料月額等を乗ずるなどして算定した算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に34,996,455,021円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、小中学校の教職員の算定基礎定数の算定に当たり、小中学校の教員について、無給休職者を11人とすべきところ、誤って8人と算定するなどしていた。また、特別支援学校の小中学部の教職員の算定基礎定数の算定に当たり、無給休職者を3人とすべきところ、誤って1人と算定していた。

さらに、同県は、特別支援学校の義務制率の算定に当たり、小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計を712学級とすべきところ、誤って711学級として義務制率を過大に算定していた。

したがって、適正な無給休職者の実数及び義務制率により適正な算定基礎定数を算定すると、小中学校の教職員の算定基礎定数は15,728人、特別支援学校の小中学部の教職員の算定基礎定数は1,104人となり、これらに基づき適正な負担金の額を算定すると34,986,463,669円となることから、9,991,352円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	算定総額	左に対する 負担金交付 額	不当と認 める算定 総額	不当と認 める負担 金交付額	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
(53)	文部科学 本省	仙 台 市	2、 3	64,640,944	21,546,981	11,622	3,874	算定基礎定数の 算定が過大と なっていたもの (アウの事態)
(54)	同	静 岡 市	2	19,741,687	6,580,562	4,850	1,616	同(イの事態)
(55)	宮 城 県	宮 城 県	2、 3	111,345,948	37,115,316	13,974	4,658	同(イ及びウの 事態)
(56)	埼 玉 県	埼 玉 県	元	182,651,252	60,883,750	6,067	2,022	同(アイの事態)
(57)	山 梨 県	山 梨 県	3	34,321,643	11,440,367	18,894	6,298	同(アアの事態)
(58)	静 岡 県	静 岡 県	元	81,792,073	27,264,024	12,631	4,210	同(ウの事態)
(59)	広 島 県	広 島 県	3	65,683,775	21,894,591	5,193	1,731	同(イの事態)
(60)	福 岡 県	福 岡 県	30	104,989,365	34,996,455	29,974	9,991	同(イ及びウの 事態)
(53)－(60)の計				665,166,690	221,722,050	103,208	34,402	

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 義務教育費国庫負担金の算定基礎定数のうち、加配定数に相当する教職員として短時間教職員を配置した場合に常勤の教職員の数に換算する算定方法を、配置実績を確認する様式等に記載するなどして、都道府県等に対して周知することにより、同負担金の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目 一般会計 (組織)文部科学本省
(項)義務教育費国庫負担金
東日本大震災復興特別会計
(組織)文部科学本省
(項)教育・科学技術等復興政策費